

31 新たな販売先を確保したい

首都圏の外食事業者等新たな販売先探しを支援します

＜「福岡の食」販売拡大・消費対策事業＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

外食事業者等の販売先を探している農林漁業法人、農業者、農協等

※OISA 登録者 生産者 162 者、バイヤー 217 社（令和 7 年 3 月時点）

【支援内容】

- ・ 県が運営する福岡の食商談用サイト「OISA」は、無料で登録・活用することができます。
- ・ サイト内での商談から成約までの支援を実施します。

＜サイト内コンテンツの一部＞

- ・ 「福岡の食」に関心がある外食事業者等の登録情報から、取引条件に合う販売先を効率的に探すことができます。
- ・ サイト内でメッセージのやり取りができ、気になる外食事業者等へすぐにアプローチできます。
- ・ 外食事業者等に向けた商談用資料（FCP シート）の作成について、サイトからアドバイスを依頼できます。



【「OISA」検索ページ】



【「OISA」QR コード】

[URL] <https://fukuoka-oisa.com/>

【お問い合わせ先】

- ・ 福岡の食販売促進課 販売促進第一係、販売促進第二係（TEL：092-643-3514）

県産農林水産物を使った6次産業化を推進します

<6次産業化発展事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他**【利用区分】** 個人、法人、集落営農、地域**【申請時期（期間）・利用時期等】**

申請時期は4月～6月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

県内の法人格を有する農林漁業事業体、農林漁業協同組合等

【支援内容】

・専門家の指導に基づき、商品改良を支援

<対象経費>パッケージデザイン、商品改良に必要な機器整備等

<補助率> 1/2以内（上限補助金額 75万円）

※ただし、機器整備に係る上限事業費は50万円

【お問い合わせ先】

・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）

・園芸振興課 特産・加工係（TEL：092-643-3489）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

・農山漁村振興交付金

環境にやさしい農業の取組を支援します

＜環境保全型農業直接支払交付金＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、4月～6月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

農業者の組織する団体または一定の条件を満たす農業者（個人・法人）のうち、以下の要件を満たす方

- ・環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、チェックすること
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解増進の活動等）に取り組むこと

【支援内容】

- ・化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、以下の取組のうち、いずれかを実施する必要があります。

＜全国共通の取組＞ ※交付単価は国1/2、県1/4、市町村1/4の合計額

対象取組 (主な対象作物)	交付単価 (10a 当たり)	備考
有機農業 (水稲、野菜等)	14,000 円以内	国際水準の有機農業の取組 ※雑穀、飼料作物等は 3,000 円以内/10a ※このうち炭素貯留効果の高い有機農業を実施させる場合に限り 2,000 円を加算
堆肥の施用 ^{注)} (水稲)	3,600 円以内	炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組 ※支援対象となるためには、C/N比 10 以上等の要件あり
緑肥の施用 ^{注)} (水稲、野菜等)	5,000 円以内	カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組
総合防除 ^{注)} (水稲、野菜)	4,000 円以内	福岡県 I P M 実践指標の 6 割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組 ※雑穀、飼料作物等は 2,000 円以内/10a
炭の投入 (水稲)	5,000 円以内	炭を農地へ施用(50kg 又は 500 L/10a 以上) する取組

注) 主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

<支援対象となる取組の例>



①緑肥の施用
カバークロープ（緑肥等）の作付
（例：レンゲ）



②堆肥の施用
主作物の栽培期間の前後いずれかに C/N 比の基準等を満たした堆肥を一定量以上施用



③総合防除（IPM 技術の導入）
生物農薬使用など総合的病害虫防除技術の導入（写真は、アザミウマ（右）を捕食するスロルスキーカブリダニ（左））

<取組拡大加算>

- ・有機農業に新たに取り組む農業者の受け入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援
交付単価：4,000 円/10a

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係（TEL:092-643-3571）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・環境保全型農業直接支払交付金

環境にやさしい農業の取組を支援します

<ふくおかエコ農産物認証制度>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、1月、7月の予定です。

詳細は、最寄りの普及指導センターまでお問い合わせください。

【対象となる方】

- 県内に住所を有する農業者またはその組織する団体のうち、以下の要件等を満たす方
- ・福岡県における化学農薬・化学肥料の慣行栽培における使用量の基準（県基準）の5割以下で栽培すること
 - ・栽培管理に対し責任を持つ栽培管理者が設置されていること
 - ・対象農産物の栽培面積が5 a 以上であること

【支援内容】

- ・知事名での認定証を交付します。
- ・認証を受けた農産物（エコ農産物）のPRのためのリーフレットやポスター、のぼり等を提供します。
- ・ふくおかエコ農産物販売拡大協議会のホームページで生産情報や販売情報を公開します。
- ・各種イベント等でPRや販売できる機会を提供します。



ポスター



のぼり

【認証のしくみ】

ふくおかエコ農産物の認証のしくみ



農産物についての情報提供

認証マーク付ラベルに記載された**認証番号**を入れて検索すると、農産物の生産者・生産履歴などを見ることができます。



パソコン・スマートフォンをご覧ください。

ふくおかエコ農産物 www.f-ninsyou.net



【お問い合わせ先】

- ・最寄りの普及指導センター
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係 (TEL:092-643-3571)

GAP(農業生産工程管理)の取組を支援します

<GAP認証拡大推進事業>

<国際水準GAPレベルアップ支援事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期(期間)・利用時期等】

申請時期は、4～10月の予定です。

※詳細は、最寄りの農林事務所、食の安全・地産地消課にお問い合わせください。

【対象となる方】

・国際水準GAP認証制度を活用し、計画的な取組を行う生産者、生産者団体

【支援内容】

・国際水準GAP審査費(初回審査、維持審査)や土壌、水質、残留農薬分析費用、認証取得に必要とされる環境整備(出荷調製施設の改修等)に要する経費等

<補助率> 1/2以内(上限50万円)

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所(農業振興課、農山村・農業振興課)
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係(TEL:092-643-3571)

<国際水準GAP認証取得に向けた生産者研修>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期(期間)・利用時期等】

申請時期は、7月～12月の予定です。

詳細は、最寄りの普及指導センター、食の安全・地産地消課にお問い合わせください。

【対象となる方】

・GAPに取り組む生産者・生産者団体、JA営農指導員

【支援内容】

- ・国際水準GAP認証取得を進めるため、食品安全、労働安全、環境保全等について、GAP研修拠点(農業大学校等)において、実践的な研修を実施。
- ・具体的には、リスク分析に基づく作業ルールの作成、農薬保管庫の設置方法、危険箇所の把握方法等を研修。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの普及指導センター
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係(TEL:092-643-3571)

ワンヘルスの取組を実践する農林漁業者を支援します

<福岡県ワンヘルス認証制度>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、申請を受け付けています。

福岡県ワンヘルス認証サイト（右記QRコード）から申請を行ってください。

Web申請が困難な場合は、書類申請も受け付けています。



【対象となる方（認証要件）】

申請者の条件：福岡県内に住所または本店を有し、以下のいずれかに該当する者。

- (1) 農林水産業を営む者（JA等生産者団体、生産者集団を含む）
- (2) 農林水産物を原材料とした製品を製造または加工する者
- (3) 主に県内の農林水産物等を直売する組織または集団

認証要件：原則として、県内で生産される農林水産物等であり、福岡県ワンヘルス推進行動計画の基本方針に基づき設定される取組事項のうち、2つ以上を実践し、そのうち必ず1つは、「生態系の保全」、「温暖化の防止」、「安全安心な食の提供」、「環境負荷の低減」の生産に係る取組を実践すること。

【支援内容】

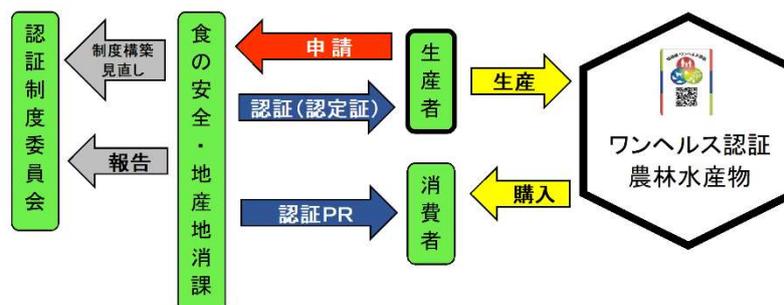
- ・知事名での認定証を交付します。
- ・認証を受けた農林水産物に、認証マークを表示できます。
- ・ワンヘルス認証サイト「紹介ページ」でPRが可能です。
- ・ワンヘルス認証サイト「商談用プラットフォーム」を通して、ワンヘルス宣言事業者と飲食店や企業内食堂等の取引促進を図ることができます。



認証マーク

※ワンヘルス宣言事業者登録制度：ワンヘルスの理念に基づいた活動を行う旨を宣言した県内事業者等を登録する制度

<認証のしくみ>



【お問い合わせ先】

・食の安全・地産地消課 生産安全係（TEL:092-643-3571）

中山間地域での農業生産活動の継続を支援します

＜中山間地域等直接支払交付金＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請期限は、8月末日までです。

※例年は6月末日までですが、令和7年度は新たな対策期の初年度のため期限が延長されます。

【対象となる方】

5年間農業生産活動等を継続する農業者等

【支援内容】

- ・農業生産条件の不利な中山間地域等において、農地を5年間維持・管理する農業者等に対し、国、県、市町村が連携し、農地の地目、傾斜度に応じて、一定額を交付します。

1. 対象地域・対象農用地

支援対象となる農地は、指定地域及び特認地域の農振農用地区域内かつ地域計画区域内において、傾斜等により農業生産条件が不利な一団の農振農用地です。

- ・本県における指定地域とは、地域振興法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法）、棚田地域振興法の指定を受けた地域をいいます。
- ・また、特認地域とは、指定地域に準ずる地域として知事が定める基準（指定地域に地理的に隣接する農地等）に該当する地域をいいます。

2. 交付要件

支援を受けるためには、集落等を単位として農地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、以下の取組を実施する必要があります。

- ①耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動、周辺林地の管理、景観作物の作付等
 - ②ネットワーク化活動計画（農業生産活動等の継続のためのサポート体制）の作成
- ※①+②を行う場合、交付単価の10割を交付。①のみを行う場合、8割を交付。



耕作放棄地の発生防止



農道の管理活動

3. 交付単価

地目	区分	単価 (円/10 a)
田	急傾斜 (1/20 以上)	21,000
	緩傾斜 (1/100 以上)	8,000
畑	急傾斜 (15° 以上)	11,500
	緩傾斜 (8° 以上)	3,500

4. 加算措置

下記の取組を行う場合は、加算措置を受けることができます。

- (1) 棚田地域振興活動加算 【加算額：急傾斜 10,000 円/10 a、
超急傾斜 14,000 円/10a】
認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合
- (2) 超急傾斜農地保全管理加算 【加算額：6,000 円/10 a】
超急傾斜地（田：1/10 以上、畑：20 度以上）の農地について、その保全等の取組を行う場合
- (3) ネットワーク化加算 【加算額：最大 10,000 円/10a】
複数の集落協定間でのネットワーク化や統合等を行ったうえで、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合
- (4) スマート農業加算 【加算額：5,000 円/10 a】
スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所(農山村振興課、農山村・農業振興課)
- ・農山漁村振興課 中山間地域振興係 (TEL:092-643-3503)

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・中山間地域等直接支払交付金

サポーターによる中山間地域での共同活動を支援します

＜中山間応援サポーター制度＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 個人、法人、集落営農、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、申請を受け付けています。（活動実施日：4月15日～3月15日）

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

※共同活動実施予定日の1か月前までに支援活動要請書を市町村に提出する必要があります。

【対象となる方】

中山間地域^{*}の集落等

※地域振興法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法）、棚田地域振興法の指定を受けた指定地域と指定地域に準ずる地域として知事が定める基準（指定地域に地理的に隣接する等）に該当する特認地域

【支援内容】

・都市住民等からなる中山間応援サポーター^{*1}を組織し、高齢化の進展等により、集落等の住民の労力では困難となる共同作業^{*2}（草刈、収穫作業、伝統行事の開催等）をサポーターによるボランティア活動で支援します。

※1 県のホームページで募集・登録

※2 集落等が共同で行う活動とし、原則「集落等では実施が困難な活動」



ツツジの植栽
(東峰村)



ススキの刈取り
(添田町)

< 中山間応援サポーターによる支援までの流れ >

図1 中山間応援サポーター 体制図

関係者 役割	集落等 ・活動の要請 (共同活動・営農活動・イベント等) ※地域だけでは実施が困難な活動	市町村 ・要請活動の募集、審査 ・集落等との連絡、調整 ・活動報告	福岡県(農林事務所) ・要請活動の審査 ・各種報告	福岡県(農山漁村振興課) ・中山間応援サポーターHP、 SNS等運営 ・要請活動の集約及び情報発信 ・サポーターとの連絡、調整	中山間応援サポーター (都市住民等を対象に募集)
サポーターの登録					←
①要請 (様式第1号)	→				
②審査・依頼 (様式第2号)		→	→		
③参加募集					→
④参加申込み					←
⑤参加決定 (様式第3号)	←	←	←		
⑥連絡・調整	←	←	←		→
⑦実施	○	○		△ ※各市町村の1回目の 支援活動のみ参加	○
⑧報告 (様式第4号)		→	→		

- ①支援活動要請書の提出 (集落等 ⇒ 市町村)
- ②支援活動の審査・依頼※ (市町村 ⇒ 県) ※実施予定の1カ月前まで
- ③支援活動情報の配信 (県 ⇒ サポーター)
- ④活動の申込 (サポーター ⇒ 県 ⇒ 市町村)
- ⑤人数等を調整後、結果通知 (市町村 ⇒ 集落等) (県 ⇒ サポーター)
- ⑥当日までの連絡・調整 (市町村 ⇒ 集落等) (県 ⇒ サポーター)
- ⑦支援活動の実施 (集落等・市町村・サポーター)
※各市町村の年度1回目の支援活動のみ県は参加する。
- ⑧支援活動の報告※ (市町村 ⇒ 県) ※実施日の2週間後まで

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所 (農山村振興課、農山村・農業振興課)
- ・農山漁村振興課 中山間地域振興係 (TEL:092-643-3503)

野生鳥獣の侵入を防止する柵の整備を支援します

＜鳥獣被害防止総合対策交付金＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は市町村協議会により異なります。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

鳥獣被害防止計画を策定し、協議会で侵入防止対策に取り組む市町村の耕作者
（受益戸数3戸以上が要件）

【支援内容の紹介】

被害が発生している農地等を対象にワイヤーメッシュ、電気柵等の侵入防止柵の整備経費を助成します。



ワイヤーメッシュ

＜対象地域・対象農用地＞

- ・被害防止計画が策定されている市町村
- ・鳥獣被害が発生している農地等

＜補助率＞

- ・定額（資材費のみの交付）、または1/2以内（請負施行の場合）
- ※柵の種類や施工方法により上限単価が異なるため、個別にご相談ください。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農山村振興課、農山村・農業振興課）
- ・経営技術支援課 鳥獣対策係（TEL:092-643-3560）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金

農泊を核とした地域振興に取り組む活動を支援します

<魅力あふれる農泊推進事業>

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他【利用区分】 個人、法人、集落営農、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、4月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

地域協議会等

（農林漁業者、市町村、J A、観光協会、直売所、商工会等で構成）

【支援内容】

・農泊を核とした地域振興に取り組む地域に対し、以下の取組を支援します。

- ① 独自プログラムの新規作成及び拡充
- ② プロモーションの実施
- ③ 受入れ家庭の拡大の取組
- ④ その他受入体制の充実に要するもの

・補助率：定額（上限50万円）

【お問い合わせ先】

・最寄りの農林事務所（農山村振興課、農山村・農業振興課）

・食の安全・地産地消課 地産地消推進係（TEL：092-643-3575）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

・農山漁村振興交付金

県内統一の
農泊ロゴマーク

農業経営の改善を支援します

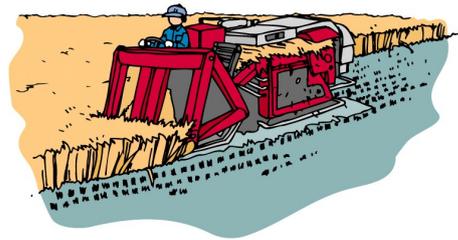
<農業制度資金>

【事業区分】 補助・交付金、出資、**融資**、税制、その他【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、借入申込を受け付けています。

※申込先は各融資機関となります。



【対象となる方】

農業者、認定農業者、認定新規就農者、農業参入法人 等

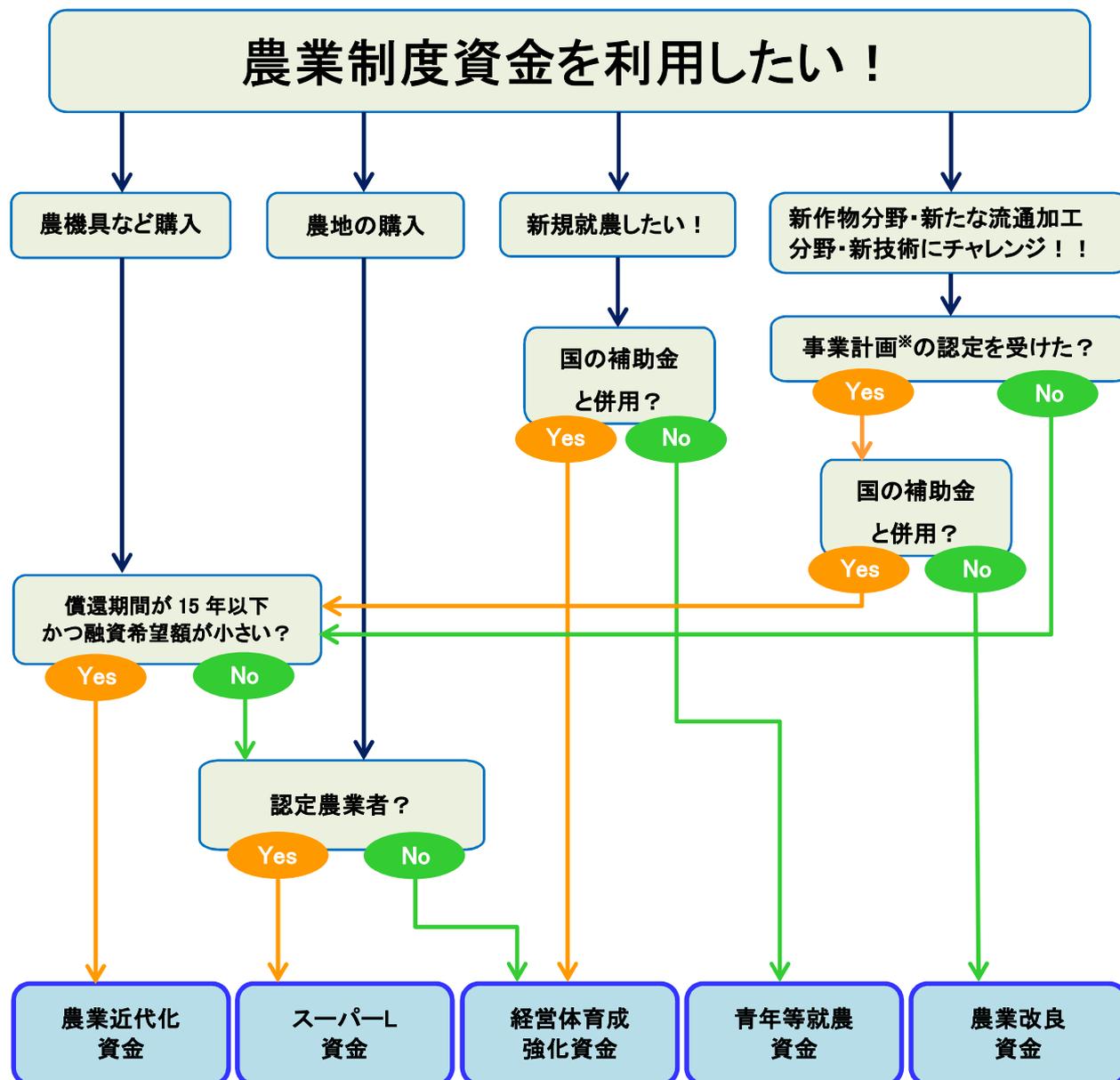
【支援内容】

- ・農業制度資金とは、農業者が農業を行うために必要な資金を融通する制度です。県では資金の借入手続等における指導や助言、利子補給を行っている資金もあります。

資金の種類	内 容	融資機関
農業近代化資金	農業経営改善のための最も一般的な制度資金	農協等
スーパーL資金	近代化資金より償還期間が長く融資額も大きい、認定農業者向けの資金	公庫等
青年等就農資金	新規就農者が、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械・施設の整備等の資金を借り入れる場合	公庫等
農業改良資金	新技術や新作物の導入等、新分野へチャレンジする場合	公庫等

※代表的な制度資金のみ紹介しています。制度利用にあたっては要件があります。

農業制度資金・簡単早見表



※農工商等連携促進法、六次産業化法、みどりの食料システム法などで規定された事業計画

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・団体指導課 金融係（TEL：092-643-3480）
- ・株式会社日本政策金融公庫福岡支店（TEL：092-451-1780）
- ・最寄りの農業協同組合
（URL：<https://www.jabankfukuoka.or.jp/link/index.html>）



災害や価格低下等による収入減少を補償します

＜収入保険＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

加入申請は、保険期間が始まる前の月までに行います。

保険期間は、個人の場合は1月から12月、法人の場合は事業年度の1年間です。

※申込先は、福岡県農業共済組合（NOSA I福岡）となります。

【対象となる方】

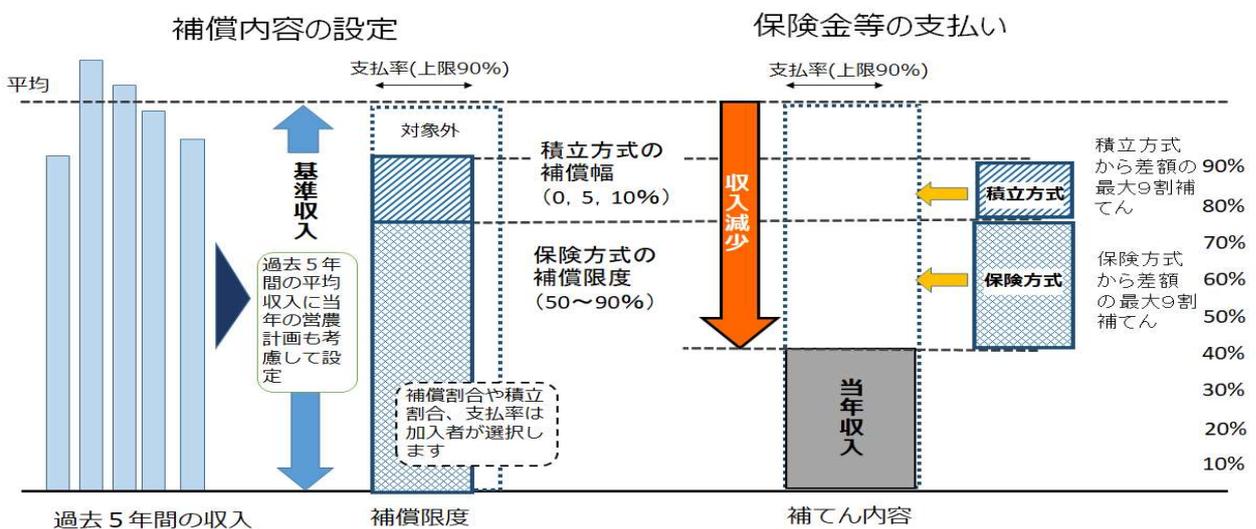
青色申告を行っている農業者

※1年以上の青色申告実績があれば加入できます。

（保険期間の前年1年分の実績があれば加入できます。）

【支援内容】

- ・自然災害だけでなく、市場価格の低下や保管中の倉庫浸水など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。
- ・農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象で、基本的に品目の限定はありません。
- ※簡易な加工品や、一部の補助金は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象のため除きます。
- ・農産物の販売収入の過去5年間の平均収入を基準収入とし、保険期間（1年間）の収入が基準収入の9割を下回った場合、下回った額の9割まで補てんします。



- ・掛捨ての「保険方式」と掛捨てとならない「積立方式」の組合せの補償を基本とします。
- ・農業者は、保険料、積立金及び事務費を支払います。
- ・保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助があります。
- ・保険料率は、補償限度80%の場合、1.498%となります。
また、原則として、自動車保険と同じように、保険金の受取がない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
- ・補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することで、保険料を軽減することができます。
- ・収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。
※野菜価格安定制度と収入保険の同時利用の特例については、令和6年の新規加入者までで終了しました。
令和7年以降の新規加入者は同時利用できません。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの福岡県農業共済組合（N O S A I 福岡）
(URL : <http://nosai-fukuoka.or.jp/>)
- ・最寄りの普及指導センター
- ・団体指導課 農業共済係 (092-643-3483)



野菜の価格が下落した時に、補てんが受けられます

＜野菜生産出荷安定事業＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

今回は、令和9年度に令和10～12年度分の申請を受け付けます。
詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

県の指定する43品目の野菜の集団産地の出荷団体及び大規模生産者

※だいこん、かぶ、にんじん、キャベツ、レタス、リーフレタス、サラダ菜、ほうれんそう、しゅんぎく、ブロッコリー、セルリー、みつば、パセリ、アスパラガス、ふき、葉ねぎ、青ねぎ、白ねぎ、にら、こまつな、チンゲンサイ、なす、トマト、きゅうり、オクラ、スイートコーン、いんげん、えだまめ、おおば、菜の花、な花、ミニトマト、紅たで、ラディッシュ、赤しそ、えのき茸、しめじ、いちご、たまねぎ、カリフラワー、ごぼう、みずな、すいか

【支援内容】

- ・対象野菜の価格が著しく低下した場合に、補償基準額と平均販売価格（ただし、最低基準額を限度とする）との差額の一部を補てん金として受け取ることができます。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・園芸振興課 野菜係（TEL：092-643-3488）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・野菜価格安定事業